

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公表番号】特表2004-525785(P2004-525785A)

【公表日】平成16年8月26日(2004.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2004-033

【出願番号】特願2002-552768(P2002-552768)

【国際特許分類】

B 4 4 F 1/12 (2006.01)

B 3 2 B 15/08 (2006.01)

B 4 2 D 15/10 (2006.01)

【F I】

B 4 4 F	1/12	
B 3 2 B	15/08	H
B 4 2 D	15/10	5 0 1 H

【誤訳訂正書】

【提出日】平成18年4月24日(2006.4.24)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透明なベースフォイル(2)と、透明なカバー層(4)と、前記ベースフォイル(2)と前記カバー層(4)との間に配置された透明な誘電体層(3)とを少なくとも備えた層複合構造(1)を有する装飾フォイルにおいて、

前記誘電体層(3)と前記カバー層(4)との間の少なくとも表面部分(7)に、金属層(6)が配置され、かつ前記誘電体層(3)と前記ベースフォイル(2)との間に、屈折率が飛躍的に変化する第1の境界面(13)が設けられていることを特徴とする装飾フォイル。

【請求項2】

前記カバー層(4)の材料が、前記装飾フォイルを接着すべき基材(5)上に接着するための接着性を有していることを特徴とする請求項1記載の装飾フォイル。

【請求項3】

金属フィルム(11)が、前記誘電体層(3)と前記ベースフォイル(2)との間の、少なくとも前記金属層(6)の領域に配置されていることを特徴とする請求項1または2記載の装飾フォイル。

【請求項4】

前記金属フィルム(11)が、アルミニウム、銀、金、クロム、銅、およびテルリウムからなる群の金属を含んでいることを特徴とする請求項3記載の装飾フォイル。

【請求項5】

前記金属フィルム(11)が少なくとも50%の透光性を有することを特徴とする請求項3または4記載の装飾フォイル。

【請求項6】

前記金属層(6)が、アルミニウム、銀、金、クロム、銅、およびテルリウムからなる群の金属を含んでいることを特徴とする請求項1から5のいずれかに記載の装飾フォイル。

【請求項 7】

前記金屬層(6)が、50nmと300nmとの間の範囲の厚さを有する層であることを特徴とする請求項6記載の装飾フォイル。

【請求項 8】

前記層複合構造(1)が、前記第1の境界面(13)と前記ベースフォイル(2)との間に透明な熱可塑性樹脂のラッカー層(10)をさらに備えていることを特徴とする請求項1から7のいずれかに記載の装飾フォイル。

【請求項 9】

前記誘電体層(3)は、MgF₂, ZnO, SiO, SiO₂, TiO₂, ZnSからなる群より選択される透明な誘電体と、カルコゲナイト物質とのうちの少なくとも1つを含んでいることを特徴とする請求項1から8のいずれかに記載の装飾フォイル。

【請求項 10】

前記誘電体層(3)の厚さ(s)が300nm未満であることを特徴とする請求項9記載の装飾フォイル。

【請求項 11】

前記誘電体層(3)の厚さ(s)は、前記層複合構造(1)の表面全般に渡り、所定の方向(z)に沿って、 2×10^{-7} と 250×10^{-7} との間の範囲の値の厚さ勾配をもって変化することを特徴とする請求項1から10のいずれかに記載の装飾フォイル。

【請求項 12】

前記誘電体層(3)の厚さ(s)が、少なくとも前記層複合構造(1)の表面に沿った(z)方向に周期的に変化させられていることを特徴とする請求項10または11記載の装飾フォイル。

【請求項 13】

前記誘電体層(3)の部分的領域が、前記ベースフォイル(2)に対向する第1の境界面(13)および前記カバー層(4)に対向する第2の境界面(14)のうちの少なくとも1つにおいて、表面パターン(27)の、光(12)を回折する顕微鏡的に細密な浮彫り構造を備えていることを特徴とする請求項1から12のいずれかに記載の装飾フォイル。

【請求項 14】

少なくとも前記金屬層(6)に対し、ラスタパターン、ドットパターンおよびラインパターンのうちの少なくとも1つ、または文字および数字(33)ならびに紋章(34)の形状に孔があけられて、該孔あけ箇所において前記層複合構造(1)が透明になっていることを特徴とする請求項1から13のいずれかに記載の装飾フォイル。

【請求項 15】

前記透明な熱可塑性樹脂のラッカー層(10)と前記ベースフォイル(2)との間に分離層(10')を備えていることを特徴とする請求項8記載の装飾フォイル。

【請求項 16】

前記誘電体層(3)が背景面(40)およびモチーフ面(41)を有し、前記背景面(40)は厚さS_{min}を有し、前記モチーフ面(41)は厚さS_{max}を有し、前記厚さS_{max}は前記厚さS_{min}よりも少なくとも25nm厚いことを特徴とする請求項9または10記載の装飾フォイル。

【請求項 17】

前記背景面(40)により分断されている前記モチーフ面(41)は、ラスタ画像を形成し、該ラスタ画像は最大16ピクセル/mmまでの解像度を有することを特徴とする請求項16記載の装飾フォイル。